

3歳児～5歳児クラスの子どもの 保育料(副食費を除く)が無償化されます

※0～2歳児クラスの子どもは住民税非課税世帯が無償化の対象になります。



幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子ども

- ★3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもの保育料(副食費を除く)が無償化されます。
- ★0歳児クラスから2歳児クラスの子どもは住民税非課税世帯の場合、保育料が無償化されます。

- 保育所、認定こども園(保育利用)に通う子どもは、満3歳になった次の4月1日から小学校入学前までが無償化の対象期間となります。
- 幼稚園、認定こども園(教育利用)に通う子どもは、満3歳になった翌月から小学校入学前までが無償化の対象期間となります。
- 通園送迎費、給食費、行事費、延長保育利用料金等は、無償化の対象となりません。
※これまで保育園等を利用する子どもの副食費(おかず、おやつ代)は保育料に含まれていましたが、無償化後は副食費が別途必要になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます。(免除対象者の範囲は裏面参照)
※対象となる施設は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所となります。

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

- ★保育の必要性の認定を受けた3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの預かり保育の利用料が月額11,300円まで無償化されます。

- 幼稚園の利用に加え、預かり保育の利用日数に応じて、1日当たり450円、最大11,300円まで無償化されます。
- 満3歳になった日から最初の3月31日までの住民税非課税世帯は、月額16,300円を上限に無償化されます。
- 無償化の対象となるためには、伊万里市または、住所地から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
※「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育所等の利用と同等の要件)があります。

認可外保育施設等を利用する子ども

- ★保育の必要性の認定を受けた3歳児クラスから5歳児クラスまでの認可保育所等を利用していない子どもの利用料が月額37,000円まで無償化されます。

- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで利用料が無償化されます。
- 無償化の対象となるためには、伊万里市または、住所地から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
※現行の2、3号認定を受けて保育所、認定こども園等を利用している子どもは対象外となります。
※「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育所等の利用と同等の要件)があります。
- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。
※上記に該当する施設であっても、都道府県等に届出を行っていない場合は、無償化の対象施設となりません。
無償化の対象となる施設については、無償化対象施設一覧を市ホームページに掲載します。

詳しくは
伊万里市子育て支援課
保育係まで

☎0955-23-2174



1号認定及び2号認定子どもの副食費徴収免除の範囲

※下の表の「免除」となっている部分に該当する世帯の子どもの副食費の徴収は免除されます。

<1号認定> 幼稚園・認定こども園(教育利用)

階層区分	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
第1 生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
第2 住民税非課税世帯 ひとり親・障害者世帯	免除	免除	免除	
	免除	免除	免除	
第3 市民税所得割額77,100円以下 ひとり親・障害者世帯	免除	免除	免除	
	免除	免除	免除	
第4 市民税所得割額211,200円以下	○	○	免除	小学校3年生以下の範囲において最年長の子どもから順にカウント
第5 市民税所得割額211,201円以上	○	○	免除	

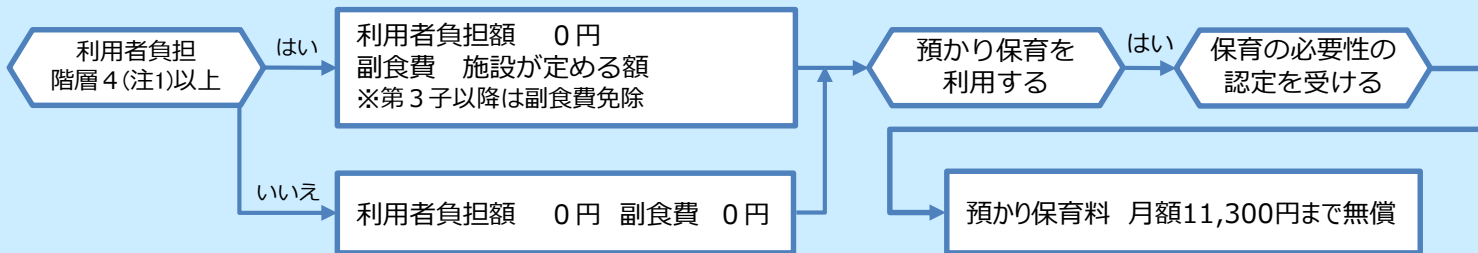
※○・・・負担。
 ※副食費免除対象者の保護者宛に、伊万里市から免除通知を送付します。
 ※第2子の半額措置はありません。
 ※3号認定(0~2歳児クラス)は今まで通り、給食費の別途負担はありません。

<2号認定> 保育園・認定こども園(保育利用)

階層区分	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
第1 生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
第2 住民税非課税世帯 ひとり親・障害者世帯	免除	免除	免除	
	免除	免除	免除	
第3 市民税所得割額48,600円未満 ひとり親・障害者世帯	免除	免除	免除	
	免除	免除	免除	
第4 市民税所得割額57,700円未満 77,100円以下のひとり親・障害者世帯	免除	免除	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
	○	○	免除	
第5 市民税所得割額169,000円未満	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
第6 市民税所得割額301,000円未満	○	○	免除	
第7 市民税所得割額397,000円未満	○	○	免除	
第8 市民税所得割額397,000円以上	○	○	免除	

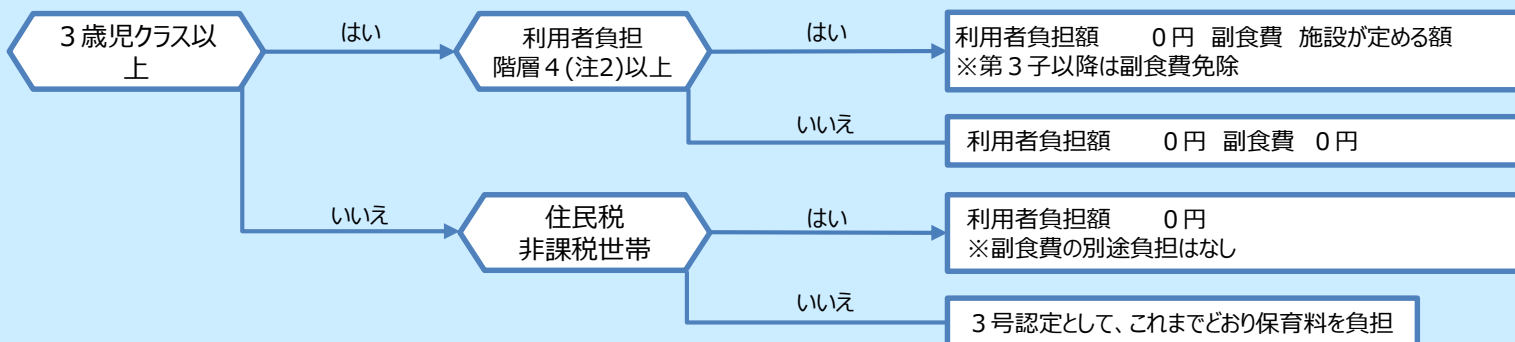
無償化に関するフローチャート(どれにあてはまりますか?)

<1号認定> 幼稚園・認定こども園(教育利用)



(注1) 市民税所得割額77,101円以上

<2・3号認定> 保育所・認定こども園等(保育利用)



(注2) 市民税所得割額57,700円以上 (ひとり親、障害者世帯は77,101円以上)

副食費の徴収に際しては、その用途、額・理由を施設から説明し、保護者からの同意を得る必要があります